

分類	環境配慮品目名	判断基準
建設機械		
1 排出ガス対策型建設機械		<p>①別表1の1に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、別表1の2の第2次基準値又はこれより優れるものであること。</p> <p>②別表2の1に掲げる建設機械について、搭載されているディーゼルエンジンから排出される各排出ガス成分及び黒煙の量が、別表2の2の第1次基準値又はこれより優れるものであること。</p>
2 低騒音型建設機械		建設機械の騒音の測定値が別表3に掲げる値以下のものであること。
備考1 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律（平成17年法律第51号）において、規制対象となる建設機械を使用する際は、同法の技術基準に適合したものを使用すること。		
建設発生土有効利用工法		
3 低品質土有効利用工法		施工現場で発生する粘性土等の低品質土を、当該現場内において利用することにより、建設発生土の場外搬出量を削減することができる工法であること。
建設汚泥再生処理工法		
4 建設汚泥再生処理工法		<p>①施工現場で発生する建設汚泥を、再生利用を目的として現場内で盛土材や流動化処理土へ再生する工法であること。</p> <p>②重金属等有害物質の含有及び溶出については、土壤汚染対策法（平成14年5月29日法律第53号）及び土壤の汚染に係る環境基準（平成3年8月23日環境庁告示第46号）を満たすこと。</p>
コンクリート塊再生処理工法		
5 コンクリート塊再生処理工法		施工現場で発生するコンクリート塊を、現場内再生利用を目的としてコンクリート又は骨材に再生処理する工法であること。
舗装（路盤）		
6 路上再生路盤工法		<p>既設舗装の路盤材とアスファルト・コンクリート層を粉碎して混合し、安定処理を施し、現位置で路盤を再生する工法であること。</p> <p>※アスファルト混合物の層の厚さが10cm以下の道路において使用するものとする。</p>
舗装		
7 排水性舗装		雨水を道路の路面下に浸透させて排水溝に流出させ、かつ、道路交通騒音の発生を減少させることができる舗装であること。
8 透水性舗装		雨水を道路の路床に浸透させることができる舗装であること。 ※歩行者道等の自動車交通がない道路の部分において使用するものとする。

別表1の1 一般工事用建設機械 (1 排出ガス対策型建設機械関係)

機種	摘要
バックホウ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ホイールローダ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下
ブルドーザ	ディーゼルエンジン出力8kW以上560kW以下

別表1の2 第2次基準値 (1 排出ガス対策型建設機械)

対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	PM (g/kW・h)	黒煙 (%)
8kW以上19kW未満	1.5	9	5	0.8	40
19kW以上37kW未満	1.5	8	5	0.8	40
37kW以上75kW未満	1.3	7	5	0.4	40
75kW以上130kW未満	1	6	5	0.3	40
130kW以上560kW以下	1	6	3.5	0.2	40

※1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。

別表2の1 一般工事用建設機械 (1 排出ガス対策型建設機械)

機種	摘要
発動発電機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式（溶接兼用機を含む）
空気圧縮機	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、可搬式
油圧ユニット	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、基礎工事用機械で独立したもの
ローラ	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ロードローラ、タイヤローラ、振動ローラ
ホイールクレーン	ディーゼルエンジン出力7.5kW以上260kW以下 (10.2PS以上353PS以下)、ラフテレンクレーン

別表2の2 第1次基準値 (1 排出ガス対策型建設機械)

対象物質 (単位) 出力区分	HC (g/kW・h)	NOx (g/kW・h)	CO (g/kW・h)	黒煙 (%)
7.5kW以上15kW未満	2.4	12.4	5.7	50
15kW以上30kW未満	1.9	10.5	5.7	50
30kW以上272kW以下	1.3	9.2	5	50

※1 測定方法は、別途定める「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成3年10月8日付建設省経機発第249号）による。

別表3 (2) 低騒音型建設機械

機種	機関出力 (kW)		騒音基準値 (dB)
ブルドーザー	P	<55	102
	55≤	P <103	105
	103≤	P	105
バックホウ	P	<55	99
	55≤	P <103	104
	103≤	P <206	106
ドラグライン クラムシェル	P	<55	100
	55≤	P <103	104
	103≤	P <206	107
トラクターショベル	P	<55	102
	55≤	P <103	104
	103≤	P	107
クローラークレーン トラッククレーン ホイールクレーン	P	<55	100
	55≤	P <103	103
	103≤	P <206	107
バイブロハンマー			107
油圧式杭抜機	P	<55	98
油圧式鋼管圧入・引抜機	55≤	P <103	102
油圧式杭圧入引抜機	103≤	P	104
アースオーガー	P	<55	100
	55≤	P <103	104
	103≤	P	107
オールケーシング掘削機	P	<55	100
	55≤	P <103	104
	103≤	P <206	105
206≤	P		107
アースドリル	P	<55	100
	55≤	P <103	104
	103≤	P	107
さく岩機(コンクリートブレーカー)			106
ロードローラー タイヤローラー 振動ローラー	P	<55	101
	55≤	P	104
コンクリートポンプ(車)	P	<55	100
	55≤	P <103	103
	103≤	P	107
コンクリート圧碎機	P	<55	99
	55≤	P <103	103
	103≤	P <206	106
206≤	P		107
アスファルトフィニッシャー	P	<55	101
	55≤	P <103	105
	103≤	P	107
コンクリートカッター			106
空気圧縮機	P	<55	101
	55≤	P	105
発動発電機	P	<55	98
	55≤	P	102